株主リスト添付の要否

　Q1　取締役の一部につき種類株主総会で選解任できる旨の取締役選解任権付株式の発行会社が，取締役の解任に係る種類株主総会の議事録を添付して取締役の解任による変更の登記の申請をする場合には，当該解任に係る取締役を選任した種類株主総会議事録の添付に加えて，これを選任した種類株主総会について株主リストの添付を要するか。

　A1　株主リストを添付する必要はないものと考えられる。

　Q2　定時株主総会において，会計監査人を再任しない旨の「別段の決議が

された」場合に，会計監査人の退任による変更の登記の申請書に，

株主リストの添付を要するか。

　　　※これは狙われやすいと思います。

A2　株主リストを添付する必要はないものと考えられる。

　Q3　募集株式の発行において，株主総会の委任に基づき取締役会等が

募集事項を決定したときは，委任の決議に係る株主総会の議事録の

添付を要するところ，株主リストも添付する必要があるか。

　A3　株主リストを添付する必要があるものと考えられる。

　Q4　失権予告付催告の期間を短縮する場合における総株主の同意について，株主リストも添付する必要があるか。

　A4　株主リストを添付する必要があるものと考えられる。

※これも本当に注意です。

　Q5　株式会社が合併，会社分割，株式交換，株式移転をした場合における

株主リストは，誰が作成することになるのか。

　A5　各組織再編の場合に応じ，次のとおりとなると考えられる。

　　(1)吸収合併

　　　　吸収合併存続会社……吸収合併存続会社の代表取締役

　　　　吸収合併消滅会社……吸収合併存続会社の代表取締役

　　(2)新設合併

　　　　新設合併消滅会社……新設合併設立会社の代表取締役

　　(3)吸収分割

　　　　吸収分割承継会社……吸収分割承継会社の代表取締役

　　　　吸収分割会社……吸収分割会社の代表取締役

　　(4)新設分割

　　　　新設分割会社……新設分割会社の代表取締役

　　(5)株式交換

　　　　株式交換完全親会社……株式交換完全親会社の代表取締役

　　　　株式交換完全子会社……株式交換完全子会社の代表取締役

　　(6)株式移転

　　株式移転完全子会社……株式移転完全子会社の代表取締役

以上は登記研究832号より抜粋しました。